

申請書類チェックリスト

営業所ごとの申請はできません。法人又は個人事業主の**事業者単位**で申請ください。

申請は1事業者につき1回のみですので、申請忘れのないよう御注意ください。

<p>(1)高松市貨物自動車運送事業者緊急支援給付金給付申請書(様式第1号)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2)高松市貨物自動車運送事業者緊急支援車両内訳書(様式第1号別紙1) ・営業所単位で作成してください。用紙が不足する場合は、高松市ホームページから印刷してください。 ・営業所を複数有している場合は「複数営業所用 車両台数集計表」(様式第1号別紙2)を併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(3)一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し ・紛失している場合は、HP 掲載の「貨物自動車運送事業に係る「許可書」又は「届出書等の写し」の紛失について」に必要事項を記入の上、提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4)給付対象車全ての自動車検査証(電子の場合は自動車検査証記録事項)の写し ・令和5年4月1日において有効期限内にある自動車検査証の写しが必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(5)誓約書(様式第2号) ・申請書(様式第1号)の代表者職名・氏名と同一の方が署名して下さい。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(6)振込先口座を確認することのできる書類 ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。 ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7)申請書の提出時点において、事業を継続して営んでいることを確認することのできる書類 【法人の場合】 下記の書類のどちらかを提出してください。 ・高松市市民税課に提出した「法人市民税確定申告書」の写し ・税務署に提出した「法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)」の写し 【個人事業主の場合】 下記の書類のどちらかを提出してください。 ・高松市市民税課に提出した「令和5年度市民税・県民税の申告書の控え」の写し ・税務署に提出した「所得税及び復興特別所得税の申告書 B(第一表)」の写し ※マイナンバーの部分全てを黒塗りしてください。 ※全ての場合において、以下の点に注意してください。 ・高松市市民税課又は税務署受付印のある書類を提出してください。受付印がない場合は、次の書類を追加で提出してください。 電子申告の場合:メール詳細(受信通知)の写し 書面申告の場合:該当年度の受付印のある確定申告書のページの写し又は納税証明書の写し ・直近の事業年度のものを提出してください。 ・創業後最初の決算期を迎えていない場合は、法人の場合は「履歴事項全部証明書の写し」、個人の場合は「税務署受付印のある開業届の写し」を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>